

みえ NPO 研究会

Meeting for the study of

MIE Non Profit Organization

「みえNPO研究会」は、

(1)「特定非営利活動促進法」成立を受けての条例

(2) NPOと行政の協働のあり方

について検討するため、

平成10年4月1日に設置しました。

研究会委員は、NPO7名、企業3名、

県議会議員3名、大学2名、行政7名、

NPO有識者4名の合計26名です。

あまのこ

あまのこ

あまのこ

あまのこ



パートナーシップ宣言に 至る経緯

「みえNPO研究会」は、第一回を4月27日に、
以後毎月一回の割りで11月24日までの間に8回開催し、
公開の上、インターネットで情報を開示しながら進めました。
研究会には、毎回たくさんの県民が参加しました。

県外からの参加もありました。

公開して市民とともに条例を検討する作業は全国的にも注目を集めました。特に、条例の第一条に、「法制度の公正な運用を図る」という

文言を加えるかどうかの議論は、

委員だけでなく会場の参加者をも二分しました。

寄せられた多くの意見は、委員の有志による作業部会で集計・分析され、

資料として研究会に提供しました。

会議に参加した県民は延べ1500人を、

討論に費やされた時間は120時間を超えました。

こうした努力は、「三重県特定非営利活動促進法施行条例」や

この宣言となって結実しました。

これは、まさに協働の第一歩でもありました。



宣

私たちは、開かれた市民社会を自分たちの手で実現していこうと考えています。
あらゆる立場の人々が信頼で結ばれ、人と命を大切に、
かけがえのない地球へ貢献することを目的として、
ここに「みえパートナーシップ宣言」をします。

言

- 自立した市民が中心の社会をつくる夢を共有します。
- 一人ひとりができる範囲で責任ある行動をします。
- それぞれに違う立場と利益を認めあい、連携します。
- 誰もが自由に選択できる開かれた活動を行います。
- 広く情報を公開し、活動の中に循環させます。
- あらゆる変化へ柔軟に対応し、積極的に行動します。
- どんな活動も地球に貢献する大切な活動であることを自覚します。

COLLABORATION COLLABORATION



「これはまちがいに正しく正しいこと」と、いままで信じてうたがわなかったことについて、「ほんとうにそうなの?」「それでまちがいないの?」「ほんとうに将来も後悔しない?」ともう一度、問いなおさなければならないことがこの20世紀のおわりになって、三重県をふくめて日本じゅうに、そして世界のおおくの場所に、いっぱいあらわれました。それはあたかも、わたしたち人間のこれまでの「こころの方向」と、そこからくる行動に対して、「あなただけよかったらそれでいいの?」「あなたのすんでいる場所だけよかったらそれで満足?」「おまえだけよかったらそれでしあわせなの?」と、人間をこえたやさしい存在がどこか遠くから、「おもいやりにみちたメッセージ」をおくってくれているようでもあります。





三重県NPO室

〒514-0009 津市羽所町700 アスト津3階
TEL: 059-222-5981 FAX: 059-222-5971